

○財務省告示第二百六十八号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
基づき、平成二十四年七月十七日に発行した個人
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年八月九日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第三十九回）
二	発行の根拠 法律及びその の条項	東日本大震災からの復興のため の施策を実施するために必要な 財源の確保に関する特別措置法 （平成二十三年法律第百十七号 ）第六十九条第四項
三	振替法の適 用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で三千七百九十七億九 千四百四十八万円
五	最低額面金 額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
七	発行日	平成二十四年七月十七日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利子の 適用利率	年〇・五七パーセント

十 経過利子の
払込み

(一) 各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{償付金額} \times \text{利率}}{100} \times \frac{365}{2}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十一 第二期以後の
適用利率

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日に行われた、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利の利率に、〇・六六を乗じた利率。ただし、乗じた率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

十二 初期利子

する。

平成二十五年一月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{償付金額} \times \frac{0.57}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\text{償付金額} \times \frac{\text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 償還期限
十五 償還金額
十六 払込期日
十七 払込場所
十八 中途換金
十九 の取扱い

平成三十四年七月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十四年七月十七日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
五年七月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次の区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
(一) 平成二十五年七月十五日か
ら平成二十六年一月十五日前
までの間の場合

(一) 平成二十五年一月十五日か
 ら平成二十五年七月十五日前
 までの間の場合
 利率に相当する
 金額 + 子利に相当する
 金額 - (初期利率に相当する
 金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利率に
 相当する金額)

二十 元利金支
 払場所

(二) 平成二十五年一月十五日前
 の場合
 利率に相当する
 金額 + 経過利率に相当する
 金額 - (受入経過利率に相当
 する金額)

日本銀行